

国立大学法人大分大学教育研究評議会規則

平成16年4月1日制定
平成16年規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人大分大学法人規則（平成18年規則第4号）第5条第2項の規定により、国立大学法人大分大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる評議員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 副学長
- (4) 学部長
- (5) グローカル感染症研究センター長
- (6) 教育マネジメント機構長
- (7) 研究マネジメント機構長
- (8) クライシスマネジメント機構長
- (9) 学術情報拠点長
- (10) IRセンター長
- (11) 医学部附属病院長
- (12) 学長が指名する職員 6人

2 前項第12号に規定する評議員の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(審議事項)

第3条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項（経営に関するものを除く。）
- (2) 中期計画に関する事項（経営に関するものを除く。）
- (3) 学則（経営に関するものを除く。）その他の教育研究に係る重要な内部規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員人事に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他教育研究に関する重要な事項

(任期)

第4条 第2条第1項第12号に規定する評議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 第2条第1項第12号に規定する評議員に欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 教育研究評議会に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した評議員がその職務を代行する。
- 3 議長は、教育研究評議会を主宰する。
- 4 議案の提出は、議長が行う。
- 5 評議員は、議長に対して議案の提出を請求することができる。

(議事)

第6条 教育研究評議会の会議は、評議員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 教育研究評議会の議事は、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決する。ただし、第3条第4号に規定する事項のうち、教員人事の方針及び教員の懲戒等については、出席した評議員の3分の2以上をもって決する。

(議事の特例)

第6条の2 前条第1項の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより教育研究評議会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した評議員」とあるのは当該議事に参加した者とする。

3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について評議員が出席して開催される次の教育研究評議会において報告しなければならない。

(評議員以外の者の出席)

第7条 学長が必要と認めるときは、評議員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(議事録等の作成)

第8条 議長は、教育研究評議会の議事録及び議事概要を作成しなければならない。

(事務)

第9条 教育研究評議会の事務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、教育研究評議会の議事の手続その他運営に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 最初の教育研究評議会は、第2条に規定する学長及び理事で開催する。

附 則 (平成16年規則第11号)

この規則は、平成16年10月25日から施行し、平成16年8月1日から適用する。

附 則 (平成18年規則第9号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規則第7号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規則第17号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規則第22号)

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年規則第19号)

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成２７年規則第２５号）
この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（令和元年規則第８号）
この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和元年規則第１２号）
この規則は、令和２年１月１日から施行する。

附 則（令和２年規則第４号）
この規則は、令和２年２月２５日から施行する。

附 則（令和３年規則第３号）
この規則は、令和３年３月１日から施行する。

附 則（令和３年規則第１０号）
この規則は、令和３年１０月１日から施行する。

附 則（令和４年規則第１１号）
この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年規則第１４号）
この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年規則第１７号）
この規則は、令和４年４月１日から施行する。